備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

五　陸上自衛隊美幌駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	北海道網走郡美幌町	字田中国有地
対象防衛関係施設の区域	北海道網走郡美幌町	字田中（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	北海道網走郡美幌町	字田中及び字報徳（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

六　陸上自衛隊遠軽駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	北海道紋別郡遠軽町	向遠軽二百七十二番地
対象防衛関係施設の区域	北海道紋別郡遠軽町	向遠軽（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	北海道紋別郡遠軽町	東町一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで及び向遠軽（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

七　陸上自衛隊鹿追駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	北海道河東郡鹿追町	笹川北十二線十番地
対象防衛関係施設の区域	北海道河東郡鹿追町	笹川北十二線（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	北海道河東郡鹿追町	笹川北十一線から十三線（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

八　陸上自衛隊釧路駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	北海道釧路郡釧路町	字別保百十二番地
対象防衛関係施設の区域	北海道釧路郡釧路町	字別保（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	北海道釧路郡釧路町	字床丹（次の図面に示す部分に限る。）、字別保（次の図面に示す部分に限る。）、字別保原野南十九線及び二十線（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに中央九丁目及び十丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

九　陸上自衛隊富山駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	富山県砺波市	鷹栖出九百三十五
対象防衛関係施設の区域	富山県砺波市	鷹栖出（次の図面に示す部分に限る。）